

発電集中監視制御システム用無停電電源装置購入仕様書

1 調達の内容 発電集中監視制御システム用無停電電源装置購入

2 調達の内容

本調達は、発電集中監視制御システム用無停電電源装置を2台納品し、既設品と取替するものである。

3 納入場所

鳥取県企業局東部事務所2階分電盤室（鳥取市古海250）

4 納入期限

令和9年2月26日（金）

5 適用規格等

- (1) 最新の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）及び公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (2) その他関連法規

6 調達の範囲

- (1) 運送、搬入、設置、入出力ケーブル接続、試験調整及び既設無停電電源装置の撤去及び処理を含む。
- (2) 既設品撤去に伴う発生材は搬出し、蓄電池については広域認定によるリサイクルシステム等により適切にサイクル処理するものとし、その他の発生材についてはマニフェスト書類処理を含め、関係法令に従い適正に処分すること。
- (3) チャンネルベース等、固定に要する金具等を含むこと。
- (4) 2台の無停電電源装置にそれぞれ負荷を接続し、一方の無停電電源装置に問題が起こった場合は無瞬断でもう一方の無停電電源装置に負荷が接続できる回路構成とすること。その際、必要な改造については既設分電盤のそれに限定するものではなく、置き換え、新規設置してもよいものとする。
- (5) 銘板（規格、製造年月、製造者等を記載）を取り付けること。
- (6) UPS 故障を監視室でわかるようにすること。
- (7) UPS 分電盤の予備ブレーカからサーバラック2まで電源ケーブル布設し、メンテナンスサーバ用コンセントを設置すること。（サーバ電源切替は、受注者側で実施する。）

7 機器仕様

発電集中監視制御システム用無停電電源装置 (1台あたり)

項目		単位	規格	備考	
1	使用環境	周囲温度	°C	0~40	
		相対湿度	%	30~90	結露なきこと
2	方式	定格		連続	
		冷却方式		強制風冷	
		運転方式		商用同期常時インバータ給電	
		交流出力切換方式		同期無瞬断方式	停電切替
3	交流入力	相数	φ	単相	
		定格電圧	V	100	
		電圧変動範囲	V	85~115	
		定格周波数	Hz	60	
		周波数変動範囲	%	約±5	
		入力力率		0.97以上	定格入出力時
		入力容量	kVA	10以下	定格入出力時
4	交流出力	出力容量	kVA	10(8kW)	定格出力
		相数		単相	
		定格電圧	V	100	
		定電圧精度	%	±2	
		定格周波数	Hz	60	
		周波数精度	Hz	±0.1以内	インバータ自走時
		過渡電圧変動	%	±8以内	負荷急変 0⇔100% 電源電圧急変±15%
		同上整定時間	ms	100以下	
		波形歪率	%	3/5以下	線形負荷/整流器負荷
		負荷力率	%	定格80(変動範囲70-100)	遅れ
		5	電池	停電保持時間	分
機種				小型制御弁式鉛蓄電池	長寿命品
容量	Ah・セル			1680	10直列4並列接続
充電時間	時間			6以下	
6	その他	騒音	dB	50以下	
		外形寸法		現在の位置に納まること	
		総質量	Kg	約500kg/台以下	
		表面色		5Y7/1 半艶	マンセル
		絶縁抵抗、耐力		安全性規格に準じる	

※ 参考品番

ジーエス・ユアサ製：YUMIC-SHD100A

8 提出書類

(1) 納入計画書及び納入仕様書を2部提出し、事前に発注者又はその代理職員の承諾を得ること。納入計画書には以下の事項を記載すること。

- (ア) 調達概要
- (イ) 実施工程表
- (ウ) 施工体制
- (エ) 緊急時連絡体制
- (オ) 納入作業計画
- (カ) 納入試験計画
- (キ) 耐震強度計算書

(2) 工場出荷時の試験・検査及び現地搬入後の試験・検査を実施し、試験成績書2部及び保証書1部を提出すること。試験成績書には以下の事項を記載すること。

- (ア) 工場試験：構造試験、性能試験
- (イ) 現地試験：外観検査、充電電圧、蓄電池電圧測定
(設置後、安定した後にも測定すること)

9 既存部分等への処置

運送及び搬入、据付、調整に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、速やかに発注者に報告し、既成にならない補修すること。

10 検収と撤去品処分確認

受注者は、本調達の納入及び発生材の処分が完了したときは、速やかに納品書（納入写真を添付）を提出し、発注者の検査を受けるものとする。また、本調達に係るマニフェストは写しを提出すること。

11 かしに対する受注者の責任

- (1) 発注者は、納品物にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)において受注者が負うべき責任は、10に規定する検収に合格したことをもって免れるものではない。
- (3) 発注者は、(1)に規定するかしの修補又は損害賠償の請求は、契約の目的物の引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。
- (4) (3)の規定にかかわらず、納品物のかしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことができる期間は、引渡しを受けた日から10年とする。
- (5) 発注者は、納品物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、(1)の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。
- (6) (1)の規定は、納品物のかしが仕様書の記載内容、発注者の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

12 作業にあたっての留意事項等

(1) 作業日時等

事前に発注者と日程調整の上、作業を実施すること。

(2) 試運転・調整について

新品取替後に従前同様に機能するよう電圧・電流等必要な測定、調整を行うこと

(3) 既存ケーブル等の再利用

接続にあたり、既存ケーブルおよび電線を再利用してよい。ただし、不足する場合は受注者で用意すること。

(4) 資格等

電気工事については、第1種電気工事士により施工すること。

13 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。